

環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ

ベトナム高速道路建設事業

(ベンルック～ロンティン間) (有償)

環境レビュー

日時 平成23年2月16日(水) 15:00～16:36

場所 JICA本部 112会議室

(独)国際協力機構

<助言委員>（敬称省略）

佐藤 真久	東京都市大学 環境情報学部准教授
武貞 稔彦	法政大学 人間環境学部准教授
満田 夏花	国際環境 NGO FoE Japan
柳 憲一郎	明治大学 法科大学院教授

<JICA 事業主管部>

小田島 健	東南アジア第二部第六課長
福田 千尋	東南アジア第二部第六課 調査役

<事務局>

河野 高明	審査部 環境社会配慮審査課長
上田 露草子	審査部 環境社会配慮審査課

午後 3 時 0 0 分開会

河野課長 それでは、お時間ですので、まだいらっしゃっていない先生がいらっしゃいますけれども、ワーキンググループを始めたいと思います。

今日はベトナムの南北高速度路建設事業（ベンルック～ロンティン間）の環境レビューに関する助言ということでございます。

まず最初に、委員の先生方に本日の主査をお決めいただきたいと思いますが。

柳委員 3人しかいないので、とりあえず私がやるということで、よろしく願いいたします。

河野課長 では、柳先生、よろしく願いします。

通常ですと、今回いただいている質問とコメントに対しまして、JICAのほうからお答えさせていただきます。幾つか固まりでJICAが説明して質疑応答を何回か繰り返すという形でやらせていただければと思っています。

では、よろしく願いします。

柳主査 では、そういう議事進行でいきたいと思います。

早速ですけれども、事前コメントが委員から出ていますので、事前コメントについての紹介は事務局からしていただけるのでしょうか。それとも、個々人がといっても、今日欠席の人もおられるので、とりあえず事前コメントの質問事項について読んでいただいて、それに回答していただく。回答だけでも構いませんけれども。

河野課長 むしろ幾つか切っていただいて、直接回答という形でよろしいかと思います。例えば、1番から4番までを固まりで。

柳主査 そうですね。では、自然環境のところまで。汚染対策、自然環境、とりあえずそこまでお願いします。

小田島課長 では、ご説明させていただきます。

ベトナム担当課、課長の小田島と申します。よろしくお願いいいたします。

まず1番のご質問、佐藤委員からいただきましたものですが、事業地内において酸性硫酸土壌(ASS)が含まれている地域があることを踏まえると、酸性硫酸土壌(ASS)の酸化がもたらす水質悪化がマングローブ林の生態系にどれほどの影響をもたらすのかについて明確にしてほしいという内容でございます。

こちらの回答でございますけれども、掘削前の土壌の分析、それからASS露出防止のための土壌の被覆、あるいは硫酸塩の水が出てきますので、それを石灰による中和、それから工事中における囲いを設置して、掘削土壌の流出防止等の対策をとると。水質悪化の防止の措置をとるという予定になっております。

続きまして、2番目ということでございます。事業対象とするマングローブ林に絶滅危惧種に該当する種の存在はなくとも、マングローブ林そのものが産卵や稚魚成育としての場を提供しており、またマングローブ林特有の生態系の多様性に寄与している。マングローブ再植計画を通して、該当する生態系の多様性は確保できるのか明らかにしてほしいというご質問です。

こちらの回答でございますけれども、マングローブの再植に当たりましては、生態系の多様性を確保するために、伐採されるマングローブ林に近接し、それからマングローブの再植に適した自然環境、これは地形ですとか土壌質、あるいは水質というものでございまして、現在はマングローブ林の密度が低い、やや疎林になった部分を再植することになっておりまして、これらの条件を満たす地域から選定して、再植が実施されるという予定になっております。

続きまして、3番ということでございます。高速道路の供用に伴って発生する野生動物の横断によるロードキルの問題への具体的な対策が検討されていないが、この点はどう考えるのかというご質問でございます。これは柳委員からいただきました。

円借款の対象区間というのはほぼ100%橋梁あるいは高架区間となっております、ロードキルへの影響というものはないか、あるいはかなり限定的になるというものでございます。

それから、4点目、自然環境（その他）ということでございますが、マングローブ保護林とその隣接地における景観的配慮がなされるのか否かについて明確にしてほしいというご質問でございます。これは佐藤委員からいただいたものでございます。

マングローブ保護区 - これは中心帯となっておりますけれども - から約12キロ離れているという場所でございます、景観への影響というのは非常に限定的というふうに考えられます。以上でございます。

柳主査 ありがとうございます。追加的な質問事項とかあります。今まで説明いただいたのは汚染対策（水質）と自然環境（生態系）とその他というようなことですが、結構生物生態系的には非常に脆弱な地域で、こういった開発計画が今回は計画されているようなのですが、満田さん何かありますか。

満田委員 今回、コメントとか質問を出すのが非常に遅くなってしまって申し訳ありません。

この円借款対象区間はほぼ100%が橋梁・高架橋ということなんですが、そもそも今回の環境レビューといいますか、審査の範囲を教えてくださいたいんですが、円借款の対象区間だけを見るおつもりでしょうか、それとも全部の区間を見るおつもりでしょうか。

小田島課長 環境審査という観点でございますが、円借款の区間ということになります。全体、南北高速道路のベンルック・ロンタイン区間というのは57キロございますけれども、そのうち約11キロが借款の対象部分で、ADBと区間割りをしております。今回、我々が供与するかどうかというふうに検討しておるのは、その11キロの区間ということになります。

満田委員 なるほど。聞いておいて意見を言うのも何なんですが、中心的に見るのは円借款区間であったとしても、要は事業不可分の原則に基づいて、ADB区間であったとしても、ある程度は見る必要があるのではないかと考えております。ADBも円借款区間を切り離して彼らは見ているわけでもないように見えますので、もちろん重点的に見る分野として円借款のところを見るんだという方針は現実的なものかもしれないんですが、環境ガイドライン上も事業を一体として見るということが明記されているわけではないんですが、事業の二次的影響ですとか、派生的な影響を見ることになっておりますので、まさに同一事業内でも影響は見るべきじゃないかと思いました。

この橋梁・高架橋であることに伴う、例えば景観ですとか、あるいは日射ですとか、そういった影響なんかについてはどのようにお考えなんでしょうか。

小田島課長 少しご確認させていただきたいのですが、景観というところでもストراكチャーとしてどうだという、今回の高速道路を建設する区間というのは、もちろん町の中もあり、あるいは農村、あるいは農地の部分もございしますが、それをどのような観点で配慮という形になるというご指摘でしょうか。

柳主査 通常は景観の評価というのは、フォトモンタージュとかを使って、構造物の意匠や色彩とどういうふうに整合性があるかというのを日本では普通にやるわけですね、アセスのときには。その質問なのだろうと思います。

満田委員 すみません、ちょっと私の質問が漠然としていましたので、E I Aの中でこうした橋梁とか高架橋に伴う、例えば日射ですとか、景観ですとか、そのような何か評価というものは、ちょっと私がぱらぱら斜め読みしたところ、それほど書いていなかったように思うんですが、そこら辺については何か情報があるんでしょうか。

小田島課長 E I Aには明確に書かれてございませんので、景観上の配慮は確認をして回答いたします。

柳主査 A D Bの報告書のほうも書いてあるのかもしれないですけども、橋梁が一体で57キロあるうち11キロ部分だけ異なる意匠や色彩景観があると、また変ですね。だから、一体として整合性のある景観が創出されているということが望ましいわけですね。その部分だけ円借款で、ここは違うのだねというのは変ですね。だから、何かそういうような整合性が景観的にもとられているということが必要になるのだろうと思います。

小田島課長 いわゆる円借款の区間だけが違う意匠になってしまうということではなく、全体の区間につきまして詳細設計を一体として実施しております。そういう意味で、A D Bの区間と円借款の部分といきなりデザインが変わってくるとかということはありません。高速道路と一体の構築物として整備はされております。ただ、それが景観上、あるセクションにおいては町の景観とどう溶け込んでいるかとか、あるいは農村地帯に入った場合にどういうふうになっているかという、その評価については確認をしてご回答いたします。

柳主査 特に景観で問題になるのは、色彩や圧迫感とかそういうような問題ですね。だから、一般的に景観で評価されるようなことをどういうふうにE I Aの中で取り上げられているのかというのをチェックしていただくということですね。

佐藤委員 この前の会合のときにも指摘されたと思うんですけども、やはり円借款の区間とA D Bのカバーしているところで、適用のガイドラインが違うということがありましたよね。円借款のところは昨年出た環境ガイドラインに沿って出るということなんですけれども、協調

があるという形で指摘はJICAのほうから言われたんですけれども、まさに景観の話とか、ある程度のところでどれぐらいの差があるかというのがよくわからないんですね。ADBのガイドラインとJICAのガイドラインで、ここら辺の整合性というのはどこまでそちらのほうで把握されて、我々はどこまで配慮すべきなのかというのを指摘いただければ幸いなんですが。

河野課長 基本的には、ADBのガイドライン・セーフガードポリシー、とJICAのガイドラインに差はないというのが我々の理解です。ですから、ADBはもう既に審査も終わっていて、環境レビューは終わっていますけれども、我々は改めてJICAのガイドラインに照らしてJICAの区間についてはきっちり見ていきます。

基本理念であるとか、住民移転であるとか、EIAの中身とか、そういうところでADBとJICAのところで大幅な乖離があるというふうなことはないかと我々は理解しています。

佐藤委員 ADBのガイドラインでは、この円借款の区間というのはある程度アセスは検討されてはいるんですか。

河野課長 それはそうです。というのは、もともとADBがこの案件形成を行っていて、ADBは全部の区間の住民移転とEIAと、あと設計も行っているということです。

佐藤委員 なるほど。この区間だけJICAのガイドラインも適用するということですね。

河野課長 そうですね。

柳主査 ほかによろしいですか。

では、続いて住民移転の5番から、これはちょっと長いですね。ほとんどが住民について。4ページ目の24までいきますけれども、ちょっと長いですが、適当に17番ぐらいまでやっただけですか、15番ぐらいがいいですかね。

小田島課長 では、15番まで。

まず最初の住民移転5番でございますが、JICAの手続きとして、このResettlement Plan(以下RP)(アップデート後のものであっても)は承認事項(承認対象)となるのでしょうか。それとも、ADBが承認したものをそのまま適用するという理解でしょうか。現状の環境レビュー方針のうち、社会環境部分については「確認済事項」としてRPの内容の多くが「予定」として言及されていますが、これらのRPの記載内容、特に今後の生計回復手段に関する実現可能性についてのJICAの見解表明(評価)は既に終わっているのでしょうかということでございます。これは武貞委員からいただいたものです。

回答でございますが、JICAの手続き上、RPは承認対象ではありません。JICAの環

境レビュー手続きとしては、ADBが承認済みのRPで定める補償方針や同計画の実施可能性を確認し、RPにJICAのガイドラインを満たしていない事項がある場合には、相手国政府に改善を求めます。

今後の相手国との現地協議では、RPに十分な記載がない住民移転に係る実施体制やスケジュールを確認し、実施可能性を確認します。また、実施段階でJICAへの報告を求めるモニタリング項目を確認し、事業実施段階では生計回復手段の実施状況も含めたモニタリングを行う予定です。

それから、6番でございます。被影響住民の苦情に対する苦情処理メカニズムの整備が予定されているが、苦情が起きる前の周知・住民協議の実施概要と、苦情をくみ取るための社会的弱者への配慮を明確にしてほしい。これは佐藤委員からいただいたものでございます。

RPの作成における住民協議を13回実施（1,000人以上が参加）し、同協議において苦情処理メカニズムについても周知しています。また、住民協議と同日に、社会的弱者の協議も実施しております。

続きまして、7番でございます。本事業の影響による漁業関係者への失業対策がどのようになっているのか。被影響住民に対して事業地周辺の工業地帯における優先的雇用等の生計回復支援策を予定しているが、工業地帯において雇用があれば済む話ではない。従来、被影響住民が生業としていた漁業等には性別役割分業がなされている可能性がある。被影響住民が従事している生業に性別役割分業が存在するのか。また、被影響住民が今日まで生業としてきた漁業等が別場所で継続的に実施できるような生計回復支援策は予定しているのか。

続きまして、8番、9番も同様に生計回復のお話ですので、続けさせていただきます。

生計回復の中で特に農業から非農業への職業転換（就業）については、今後個々の住民に合わせた職業訓練や就業機会の提供といった支援が行われるという理解でよろしいでしょうか。

「職業訓練」を受けて「雇用を確保できる」という一般的／楽観的な見通しを越えて、世帯ごとに将来のライフコースを描けるような支援がなされるのでしょうか。また、実際に就業できるかどうかという点は、住民の自己責任にゆだねず、企業側に補助金等のインセンティブを与えといった政策は検討されていないのでしょうか。

9番、EIAにおいては、被影響住民のその後の職業転換（農業外就業）等について住民の声 - これは引用されているのはEIAだと思います - （p.147,para408）とは裏腹に、非常に楽観的な見通しがあるように見えますが、これは（p.174,para,481v、p.175,para.485,p.176,para.491など）、周辺地域の産業発展が進み、実際に雇用状況が近年良

好であるといったデータや根拠があるのでしょうかということでございます。いずれの問題につきましても、被影響住民の生計回復という点についてのご質問だと理解いたしております。

回答ですが、今回R Pの最終盤を作成していく中で、生計回復支援策として、被影響住民との協議を通じて、彼らが求める職業訓練や、魚・エビといった養殖技術の普及プログラム、農業技術の普及プログラムなどが実施される予定になっております。これらの職業訓練や就業機会、技術普及プログラムの実施は、V E Cによって影響住民に周知される予定になっております。

10番です。被影響住民は2,558世帯で、移転世帯は417世帯と見込まれているが、当該地域におけるP A H sの社会経済的調査に関しては、インタビュー調査によって、教育レベル、主たる所得源、将来雇用の意向などの初期評価は見られる。そこで見られるように、53%は勤労者として仕事を持っているが、残りの47%は自営の農業者等のため、仕事を失うため、効果的・具体的な移転計画が必要であると思われるが、それらに関する情報はどうなっているのか。

農地を失う住民に対しては、農地または金銭で補償がなされる予定になっております。また、生計回復支援策として、被影響住民との協議を通じて、彼らが求める職業訓練や農業技術の普及プログラムなどが実施される形になっております。

11番でございます。コンサルテーション会合の結果を見ると、多くの地区で代替農地や宅地の確保に議論があり、余っている土地は多くないが、購入は簡単だという意見や、同時に多くの代替地需要が生じることから購入が難しくなるのではといったリスク認識が示されていると（R P p.49 - 56）。他方、R Pのp.81,para.112では代替農地の取得は難しくないとすべての地区が答えたと言われているが、この見解は妥当でしょうかということでございます。

補償・住民移転が実際に効果的に行われるか否かについて、外部モニタリング機関がモニタリングをし、ご指摘のような問題が発生した場合にはV E Cに報告することになっております。

引き続きまして12番でございます。上記に関連して、代替地開発の要件として「15世帯以上の宅地喪失世帯がまとまって移転する意思を示したとき」とありますが（p.70右端の列、p.80,para110）、この15世帯という基準は妥当でしょうか（高すぎないか）ということでございます。

本事業では、住民移転が発生するすべてのコミューンにおいて代替地の開発を行う予定であり、住民移転数が4世帯のコミューンにおいても代替地の開発が行われます。^

続きまして、13番でございます。R Pにおいては、ベトナム政府の法令等よりもA D Bの基準が優越する旨明記されていますが、J I C Aの基準とA D Bの基準の関係は整理されている

のでしょうかということでございます。

本事業はADBとJICAで区間分けを行い融資するものですが、全区間の社会環境配慮はADBが同行のセーフガードポリシーに従い2010年12月に審査を終えております。JICAの審査対象は円借款対象の約11キロの区間であるため、円借款対象区間についてはJICAガイドラインに従い審査を行いますということです。

14、15、16でございますが、先ほどは15番までということでしたが、これは同じなのでそのまま続けさせていただきます。

14番、RPは1月からアップデートが開始されるとのことですが、現状どうなっていますでしょうか。

15番、住民移転の手続きは現時点でどの段階に来ているのか。

16番でございます。住民移転の今後のスケジュールについてご教示いただきたいと。

現在はコンサルタントがRPのアップデートを行っておりまして、2011年半ばには完了するという見込みになっております。

以上でございます。

柳主査 ありがとうございます。それでは、住民移転の5番から今の16番までで、何か追加的なご質問はありますでしょうか。

満田委員 コメント11の武貞委員のご質問に対する答えなんですけど、ご質問はその代替農地の取得は難しくないというような見解が記されていることが妥当でしょうかというご質問に対して、ちょっとお答えがお答えになっていないような気がしたんですが。

私も同様の質問を出させていただいておりまして、農地の購入に関しては武貞委員ご指摘のように、多くのコミュニティで農地の購入が、大丈夫だという意見もあったんですが、私が気になったのは難しいと答えた人たちが多かった中で、農地の確保は大丈夫なのかという点がこの案件の1つのかぎを握る影響のような気がしているんですね。

上のほうの生計に関しても、雇用を確保できるのかといったご質問に対して、職業訓練についてお答えになっているように思うんですが、やはり職業訓練したものの、本当に職業があるのかですとか、農地がなくて続けられなくなった人がどうなのかというのは、かなり厳しい問題だと思いますので、そこら辺はぜひもう少し踏み込んでご確認いただけると。

小田島課長 ご指摘のその点、RPを見ますと、何回かに分けて、第2回の住民との協議、直接の対話がなされております。そこは各地区いろいろと地理的な条件、町に近いとか、あるいはそこは農地が大体の部分とか、いろいろと差がございまして、その中で話をしていると、

あるところではキャッシュをもらって、かつそれで自分で雇用機会を探していけるというパターンもあれば、逆に生計としては農業をこれまでやってきていて、かつそのまま農業以外に転換するのはちょっと難しいという声もございまして、それはかなり温度差があって、武貞委員からご指摘のありました、例えば1つの農業の代替地の確保ということについても、あるところは比較的スムーズに行けそうだというのもあれば、あるところでは懸念を示されているところもございまして。

そういう意味で、一様にどういう形で雇用あるいは農地を確保するかということは、やはり実行していく段階で確認をしながらやっていく必要があるという様に考えております。そういう意味で、今回の場合にはもちろんR Pを最終化、アップデートして、そこを住民に確認するというプロセスをやっていきますが、それが実際に本当に雇用されてくのか、あるいは最終的に代替農地を希望していた人が代替農地を確保できているのか、これをきちっとモニタリングしていく必要があるという様に我々は考えております。

そういう意味で、このR Pの中でも言及されておりますが、外部機関を雇用いたしまして、その外部機関においてきちっと最終的にこのR Pが達成されていっているかどうか、これをモニタリングすることになっていきます。

こういう中で最終的にいろいろなリスク、農地を取得するリスク、あるいは訓練は受けたものの仕事にちゃんとつけているかどうか、そういうものは最終的にモニタリングをして、仮にそこがそういう状況に行かなかったというところであれば、さらに追加的な措置をとるかとかというの、この第三者外部機関において評価を行っていくという形を想定しております。

R Pを皆さんお持ちだと思っておりますが、そちらの最後のほうに、external monitoring agencyとありますが、そちらのT O Rの中でそういう形で、いわゆるリスクについてどういうふうにコントロールしていくか。被影響住民にとってはリスクを背負わせるというのは問題がありますので、結果的にどうなっているかというところを担保していくという発想ではないかと思っております。

柳主査 ベトナムの農地法といいますか、そういった法律関係で、日本の場合ですと組合とか農地委員会があって、農地の転用についてとかそういうようなことを決めているんですね。だから、ベトナムだって個人対個人でやっているわけではなくて、多分農地の利用についてはその種の委員会があるのだらうと思うのですけれども、そこら辺の情報はどうなっているのですか。簡単に農地を、自分のところがなくなったので、ほかをすぐ手当てが受けられるような、そういうようなことは余りないと思うのですけれども。既存の農家があるところを買い取りな

んでできない、なかなか難しいんじゃないですか。そういうのはやっぱり組織的に何か新しい法的な支援手段がないと、現状で離農していかざるを得なくて、やはり生業回復といっても、農業者が今度は普通のサラリーマンになるなんていうのは、そうそう簡単なことではないと思うんですね。どこの国でもそうだと思いますけれども、だからそこら辺はどういうふうに仕組み的になっているのか、もうちょっと教えていただければと思います。

小田島課長 農地には限らないのですが、今回の補償というところでは、被影響住民が土地や資産を購入していくというときにおいては、コミュニケーション、コミュニケーションの当局が手続きの支援を行っていくという予定になっております。ですから、ご懸念のとおり、農地を簡単に取得できないということもあり得ると思いますが、そういうときにはコミュニケーションレベルでそれをサポートしていくという予定になっております。

柳主査 日本では自作と小作では違うと思うんです。やっぱり自分が土地を持っている場合と借りている場合とか、そういう場合の取り扱い、権利関係はかなり大きな差がありますから、その点はどうなっているのですか。移転をする人が農地を自分で持っているのか、借りているのかということですが。

小田島課長 所有形態による移転、補償はどうか、確認をして回答を差し上げます。

満田委員 外部モニタリング機関が設けられることはもちろん結構なことですし、そこでモニタリングすべきだと思いますし、移転計画には必ずと言っていいほどモニタリングについてはもちろん書かれているわけなんですけど、それをもって審査段階で農地の取得可能性について確認しなくていいということにはならないので、ここは重点ポイントなのではないかと思っています。

A D Bも多分そうだと思うんですが、通常土地に依存している住民に対しては、ランド・フォー・ランドの原則というものは、ちょっと最近では現金もという方々のほうが増えているのかもしれないんですが、原則農地を希望する人たちに対しては事業側が代替農地を準備すべきものであって、近隣に農地が確保できないということは非常に大きな問題点になると思います。

その意味では、私自身は気がつかなかったんですが、武貞委員のご指摘のpara.112というのは、この住民移転計画をつくった人がかなり楽観的にいるんじゃないかということ懸念させるところなので、これはJICAとして住民移転計画を直せというまでのことには普段はしていらないのかもしれないんですが、とはいうものの、実施機関としての認識をもう少しただしたほうがよかろうと思った次第です。

柳主査 武貞委員。

武貞委員 遅れてまいりまして申しわけありませんでした。

今、柳先生、満田委員からお話があったところは、非常に重要なところだというふうに今回拝見して思いました。このResettlement Plan自体はある意味気になるところもフォローして、結構しっかりつくってあるなという印象はもちろんあるんですけども、その一方で、今後やっていく過程で、実際それがうまくいくかいかないかというところに依存している部分が、当然ですけども、非常に多いと思うんですね。それももちろんそういうことだろうと言わざるを得ないと思います。実際に今から完全にうまくいくかどうかというのを保証することはできないと思いますので、それもそういうことだろうと思うんですが、一方で生計回復、工業もしくはその他の職業に職業転換して、うまくみんなそこに吸収されるだろうとか、それから土地についても何とか代替地を手にするができるだろうと、その見込みの部分が本当に甘くなってしまうことというのは、絶対に避けなければいけないことだというふうに感じていますので、そこはぜひ今後の検討、それから実際のモニタリングの中で十分留意をしていただきたいというふうに感じています。

そのこと自体を助言の形にして残すかどうかというのは、また後でこの委員会の中で話をしていけばいいとは思いますが、私からもその点は強調しておきたいというふうに思います。

小田島課長 先生、いただいた点についてですが、おっしゃるとおり、これからR Pが最終化、アップデートされていくのですが、そこでもう一度住民との協議が行われると。そこで多分一回それぞれ被影響住民そのものとして、これは本当に代替農地が取得できるのかどうか、あるいは場合によっては新しい就業機関に本当に吸収されていけるのかどうか、その具体的に出てきているのかわかりませんが、工場に勤めるのか、あるいは何か生業を始めるのか、いろいろなオプションを考える中で、彼らもより具体的に自分の問題として、成功できるかどうかというのが自分でいろいろわかってくるとと思いますので、そのときに出てきたアップデートされたR Pの状況というのは、十分モニタリングしていく必要はあるのかなと考えております。

佐藤委員 その後の住民との協議のときに、やはり職業を転換するときに、それに伴うリスクというものもある程度伝えたほうがいいと思うんです。特に農業からまさにサラリーマンじゃないですけども、工業労働者になっていったときに、従来の生活形態が変わりますし、私は性別役割分業なんていうのを書いてありますけれども、お金をもらっていなくても、その中で男性と女性の関係性があったわけです。そういうような問題が1つのまさにお金を得るといいう手段の中で、家族形態が壊れていってしまうことだって十分あり得ると思いますので、や

はり職業が変わるということに対するリスクも提示した上で、彼らがそれなりの選択ができるという、ただ補償してあげるという視点ではない施策というのを考えていただければと思います。

満田委員 質問の16に関係してなんですが、今後のスケジュールなんですが、2011年半ばに完了する見込みというのはR Pがファイナライズされるという意味なんですか。

小田島課長 はい、R Pがファイナライズされると。

満田委員 その後の例えばコンサルテーション期間がいついつまでに行われて、補償の支払いがいつごろに行われて、移転地の整備がいつごろまでに行われて、実際の移転がいつごろに行われるかというようなスケジュールというのはどこかに記載されているのでしょうか。

小田島課長 ちょうどサマリーなんですが、一番わかりやすいのはR Pのエクゼクティブサマリーをめぐっていただいて3ページのテーブルE S - 1というところがございます。こちらにimplement schedule of the entire projectというのがございまして、このスケジュールという形になっていまして、R PのアップデートとA D Bのコンカランス、これがちょうどほぼ真ん中、submission of updated RP to ADB for review and concurrence、これがAugust, 2011と書いてある。これが今申し上げたところがございます、その後のスケジュールを簡単に申し上げますと、RP Implementation for the Entire Expresswayというのが始まって、2011年12月まで、Disbursement of Payment, Relocation of Households, IRP implementationというのがここに書いてあるスケジュール感。例えば、Grievance Redressについては、少し離れていますが、2月ぐらいから2013年12月までと、こういうようなスケジュール感で動かしていくという想定になっております。

満田委員 ごめんなさい、実際の移転というのはいつ……、この表を私はじっくり読んでいなかったせいもあるんですが。

小田島課長 実際の移転……

満田委員 それはまだわからないということなんですか。

小田島課長 ざっくりとしたスケジュール感は、こちらの17番の回答に関連するところですが、回答を読み上げますと、住民移転（含む補償）のモニタリングは、補償・住民移転完了後、R Pが定める目標が達成されたか否かを確認し、達成されていない場合には追加措置等の提案をV E Cに行いますと。その次のパラですが、補償・住民移転は2012年に完了予定であり、その後さらにモニタリングするという事なので、これからアップデートが2011年半ばに完了した後、住民移転というのは2012年にかけて実施されていくと。

満田委員 こういう予定というのがかなりどんどん遅れていくというはありがちなんですが、これはいかにもフィージビリティがないなという。いまだ移転先サイトが決まっていない状況なのに、しかも補償に関する協議も恐らくまだで、いろいろなことがこれからというような段階で、1年でこの規模の住民移転が終わるのかというのは、非常に私は現実的なのかという気がしました。

質問したのはそういうことを言うためではなくて、ADBなどは移転計画に関してレビューと同意という手続きを恐らく節目節目で、例えばローンの承認の際、あるいは契約の発効の条件ですとか、あるいは最初のディスバスのときですとか、節目節目にしていると思うんです。あるいは、住民移転の始まるときの条件にしているようなケースもあると思うんです。これは旧J B I Cなんかでもよく行われていたことで、大規模な住民移転が生じていて、それに関して強いレバレッジを発揮したいときに関しては、例えばローンの承諾ですとか、発効の条件にしたりというようなことはしておりますので、幾つかのポイント、ポイントでR Pに関してJ I C Aがコメントを言ったり、フィージビリティを確認するためのポイントを置くということは大いにあり得るし、やったほうがいいんじゃないかと。とりわけこの規模、そして農地ですとか生計に関して、私が考えるに大きなリスクがあると思いますので、そこら辺についてはご検討いただきたいと思います。

小田島課長 ご指摘ありがとうございます。全般的に、やはりベトナム、特に大規模な住民移転の場合には、なかなか予定どおりに進まないということがございますので、こちらに出ているような、例えば1つの例としては、R Pのアップデートのコンカランスとか、こういうのも節目節目でモニタリングしつつ、物によってはおっしゃった発効条件にできるかどうか。これは最終的にはベトナム側との協議でいろいろと決めていく、あるいはどれをしていくというのは話し合いの結果ということになるとは思いますが、なるべくそういう形で住民移転がきちっと進んでいくということをおある程度担保しながら事業を進めるという様に配慮していきたいと考えます。ありがとうございます。

柳主査 引き続き17番から24番までお願いいたします。

小田島課長 ご説明いたします。

まず17番でございます。補償 / 移転関連のモニタリングは2011年から2015年までとされておりますが、2015年で終わることの合理的理由は何でしょうかということですが、これは武貞委員からいただいたご質問です。

こちらは先ほど読みましたので簡単にいたしますが、住民移転自身が2012年に完了して、3

年間のモニタリングというところで2015年にしているということになっております。

18番でございます。DMS実施中にコンサルタント(the consultants)が生計回復プログラムの設計実施を支援するとあるが、既に選定済みでしょうか。どのような組織/人々でしょうかというのも、これは同じく武貞委員からいただいたものでございます。

生計回復プログラムの設計実施支援はコンサルタントが実施するということになっておりまして、2011年半ばに選定される見込みになっておりますので、その答えとして、まだ選定済みとはなっておりません。

それから、19番でございます。ベトナムの社会/政治状況においてPeople's Committeeを介した交渉というGrievance Redress Mechanismは十分に機能し得るのでしょうか。外部の第三者の関与(介入)は不要でしょうか(もしくは望まないのでしょうか)というところです。

Grievance Redress Mechanismというのが効果的に機能しているか否かについては、外部モニタリング機関がモニタリングを行うということになっておりまして、問題が発生した場合にはVECに報告がなされるという形になっております。

20番でございます。パラ152の補償レートに関する決定は最終的なものかということでございます。

お答えとしては、最終的なものではございません。補償が適切に再取得価格で支払われるよう、再取得価格調査が実施され - これは再度また実施されます - 調査結果が補償レートに反映されるという形になっております。

21番です。p.95以降に記述されている「Replacement cost survey」の実施手法及び実施時期についてご教示くださいということでございます。

これは、恐縮ですが、現在確認しておりますので、至急回答したいと思います。

引き続きまして、22番、Entitlement Matrixにある、「Land Users who have no formal legal rights nor recognized or recognizable claims to such land」に該当する住民はどの程度いるのか。その上の「 ) are eligible to acquire LURC according to the regulation of GoV.」との違いを区別するのはだれか。こちらも確認したいと思います。

続きまして23番、各コミューンの名称ということでございます。

事前にお送りした部分には少しミスタイプがありまして、こちらには正確に記述されております。JICA支援区間にはLong Thoiコミューン、Binh Khanhコミューン、Phuoc Khanhコミューンの3コミューンが存在しますということです。

24番、RPの47、48ページについては切れておりますというご指摘をいただきました。

この部分についてはこちらに記述しているとおりでございます。

柳主査 それでは、今の24番までのところで、何か補足的にご質問はありますでしょうか。  
どうぞ。

武貞委員 18番なんですが、生計回復プログラムの設計実施支援のコンサルタントが2011年半ばに選定されるということなんですけれども、今後R Pを最終版にしていく過程で、R Pを作成するコンサルタントが住民との協議を重ねていくわけですよね。生計回復手段の想定も含めていろいろ議論を重ねていくと思うんですが、今R Pを作成しているコンサルタントと、将来生計回復プログラム設計実施支援にかかわるコンサルタントというのは変わる可能性があるわけですか。どっちがいいということでは別になくて、この人たちがそのまま続けてやれば、むしろいろいろと情報があっていいのかなと思ったんですが、そこは新しいコンサルタントが別に雇われるという理解なんですか。

単純に今R Pをつくっているコンサルタントが、そのままこれも担当するのかなというふう  
に何となく印象としては思っていたものですから、それが切りかわることがどうなのかなと。  
実際に、入札をやって選定するんだということであれば、かわる可能性はあるということだ  
は思うんですが。

小田島課長 基本的には別なコンサルタントという形になりますので、おっしゃられるR P  
のアップデートをしたところのノウハウというのが、十分新しく入ってくる生計回復プログラ  
ムをつくるコンサルタントに情報が伝達されるようにということは、十分配慮する必要があり  
かと思います。お答えとしては、別コンサルになります。

武貞委員 それは別コンサルでないとだめだということなんですか、仕組みとして。要は、  
R Pを作成するコンサルタントは入札に参加できないという、そういう。

小田島課長 いえ、そういう仕組みではなくて、たまたま先行する業務としてロットを分け  
たということだと理解しています。

武貞委員 基本的には別のコンサルタントがそこを担当すると。

小田島課長 はい。

満田委員 ちなみに、このR Pをつくっているコンサルタントは、A D Bが雇用した国際コ  
ンサルタントというような理解でしょうか。

小田島課長 そうです。

満田委員 この生計回復のコンサルタントは、A D Bの借款の中でそういうポーションがあ  
る……

小田島課長 はい。

満田委員 そうですか。なるほど。でも、全部を見てくれるということなんですね。ADB部分だけではなくて、JICAの部分も。

小田島課長 JICA分も含めて見ていただけるという。

満田委員 それからもう一つなんですが、この21番のReplacement cost surveyなんですが、これはもう一度同じような調査をされる……、ごめんなさい、20番の質問に対する答えですと、再取得価格調査が実施されというふうに書いてあるので、もう一度この95ページ以降に書かれているような市場価格調査が実施されるという理解なんですか。

小田島課長 まず少しご説明いたしますと、RPのパラの150というところをご覧ください、こちら読み上げます。replacement cost survey was carried out by a qualified appraiserということで、一旦それは再取得価格の調査を行いました。それはまず、次、1行飛ばしまして、These costs are used for the purpose of preparing cost estimates for the RPということで、まず一旦幾らぐらい再取得価格がかかるのかということを確認します。それから、更新される場所ですね、During RP updating, the cost will be updated on a regular basis through the conduct of replacement cost survey by a qualified appraiser and will be reviewed and approved by 云々かんぬんということで、一旦再取得価格を調査して、最終的にアップデートのタイミングでもう一度直近情報に更新していくということです。

それと、エクゼクティブサマリーの3ページ目に、先ほどあったスケジュールのところの12番、ここの注2のポチが2つついているところがありますが、これはどこについているかといいますと、先ほどあったSubmission of Updated RP to ADB for review and concurrence、これの4つ上のところ、Conduct of Replacement Cost Survey by a Qualified Appraiserというのがありますが、ここにポチが2つございまして、この注2つのところを読みますと、その表の下です。Replacement cost surveys are carried out on a quarterly basis to ensure that payments made are at replacement costということで、四半期ベースに更新されていくと、そういう理解になっています。念のためにもう一度きちっと。整合的にやや納得できる場所もあるのかなと思うのですが、念のためにもう一度確認をして、それで後日回答というふうに考えている次第です。ざっくりとしては、こういう流れになっているということです。

柳主査 ほかにいかがですか。

どうぞ。

武貞委員 ちょっと戻ってしまって17番なんですが、いただいた回答の後半部分です。補

償・住民移転は2012年に完了予定であり、その後さらに3年間のモニタリング期間を確保するためと。この3年間のモニタリング期間を確保するというのは、ADBなりJICAなりで決められたスタンダードな期間なんですか。

小田島課長 すみません、確認致します。ADBのほうにあるかどうかとも確認します。

武貞委員 質問の趣旨というか、私自身の考えとしては、3年というのは短いというのが基本的な考えなんですけど、ただ3年を過ぎた後でモニタリングをADBなりJICAの借款の中で見るかどうかというのは、また別な話かなと思っていますので、そこはもしJICAなりADBなりが責任を持つ期間として例えば3年というスタンダードがあるんだということであれば、それを教えていただければと思います。

柳主査 ほかによろしいでしょうか。今回の案件の場合はどうしても住民移転ということでそちらのほうにかなり質問事項が多く寄せられているんですけども、橋梁をつくるわけですよ。例えば、日本の場合で考えると、橋梁建設の場合は構造物を安定化させるためにくい打ちをやって、かなり下の水循環ですとか、そういう地下水の流動はどうなっているとか、地震で倒れたりしないとか、普通くい打ちをどのぐらいやるとかかなり綿密な設計を書くわけですけども、この環境レビューを見る限りは、ほとんどそれは触れていないんですね。その点は一体どういうふうにアセスされているのかなというのが、ちょっとこの資料からは見えないので、その点はどのような調査をされているんですか。ほかの国でも多分こういった経験はたくさんあると思うんですけども、どういうふうに取り扱ってこられたんですか。

小田島課長 構造物として、ベトナムは全般的に、特に今回はメコンデルタでございまして、軟弱地盤ということで、基礎の工法についてはかなり配慮をしています。この案件に限らず、南部のカントー橋ですとかいろいろな案件についても、かなり基礎部についての調査をボーリングをして行うこととなっており、EIAとかではないのです、基本設計をするところでもかなりボーリングを行って、それに基づいて図面を起こして強度計算をしているという形にはなっております。

柳主査 通常は岩盤までくい打ちをしてやるんですけども、こういうメコンデルタのところだと、くいを打つと多分水が上がってきたりして、フローティング状態になる可能性があるんですね。それをどこまでちゃんと地質の調査をされてやっているのかというのが、データ上見える形にしておいていただかないと評価できないですよ。どうされているのかというのは全くわからないということですね。それはどうなんですか。

小田島課長 住民移転あるいはEIAというところで、では実際にどういう構造物か、ある

いはどういう鋼管杭なのか、いろいろな基礎の工法がある中で、それを採用することによって、ご質問の趣旨は、その工法によってどういう地下水とかが出てくるのかという、そういうような趣旨でございましょうか。それが実際に環境だとかに影響を及ぼすかどうか、その工法による影響を検討するかどうかというような趣旨でしょうか。

柳主査 通常のアセスですと、私が想定しているのは、一般的に日本でやっているようなアセスを常に念頭に置いているんですけども、そういうところで橋梁建設をするときには、岩盤までくい打ちして、その間の地層の水の流動はどういうふうに、地下水もありますから、それがどういうふうに動くのかというのを予測評価するわけですよ。そこで影響が余りないように、そこでミティゲーションの手法を考えたり、緩和措置を講ずるという話になるわけですよ。それがアセスですよ。

だから、この現地でその点はどういうふうな調査をされたのかなというところが、このレポートからは読めないんで、やっていないんだったら、そういうのはやっていませんという話になるのか。

小田島課長 どういう形でやったのか、あるいはやっていないのか、実際の基本設計をする段階でボーリングとかを打って、そのデータがあつてという話になっているはずですので、確認をして回答いたしたいと思います。

柳主査 お願いします。

一応質問事項で、今までで全般についていかがですか。

満田委員 今の基本設計というのは、ADBの資金で行った基本設計。詳細設計はこれからという理解でよろしいですか。

小田島課長 詳細設計もこれからです。

満田委員 そうですか。その詳細設計については、資金的には。

小田島課長 ADBです。

満田委員 そうですか。ADBの詳細設計の中で、この11キロの橋梁とかについても設計されるのでしょうか。

小田島課長 はい。

満田委員 なるほど、わかりました。

ちなみに、環境社会に関するモニタリングですとか、生計回復支援、生計回復支援は先ほどのお話だとADBでしたが、その他の環境社会的な配慮ですとか、さらなる調査ですとか、モニタリングというのはADBの中に含まれるのでしょうか。

小田島課長 はい。

満田委員 そうなんですか。では、今回これについて日本が供与するとしたら、日本のコンサルティングサービスの中には環境社会配慮的なものはないということでしょうか。

小田島課長 今想定している、これはADBとの協議が必要になると思いますが、実際にそのモニタリング等については、我々はそこに参加させてもらおうと。共同で実際にモニタリングですとか、全体をADBのお金でモニタリングをしていきますので、その中にJICAとしても参画して情報を共有させてもらおうという様に考えております。

満田委員 ADBのモニタリングの中にJICAも参加して、ADBと一緒にADBのお金で行方をされたコンサルタントの方々からの報告をJICAが受け取って、それを見ていくと、そういうことですか。

小田島課長 そういう様なイメージです。

福田調査役 JICAが環境社会配慮部分は全くないのかということではなくて、もちろん外部モニタリングはADBの資金でやるんですけども、JICAがやる施行監理部分はJICAのコンサルティングサービスであって、そこは当然実施主体側としてJICAとしては確認ができる。その施行管理に対する外部モニタリングはADBの資金ですということ。

満田委員 わかりました。

武貞委員 今の部分と関連するのと、あと5番の質問への回答とも関連するんですが、ADBが中心になってつくった計画、またそのモニタリングにJICAのほうで関与できる部分は関与していくということだと思んですが、Resettlement planも今年の8月に一応ADBのほうではコンカランスという書き方になっていますけれども、ADBとしては何らかの審査、評価をして、コンカランスを出すか出さないかというのをやるわけですね、手続きとして。そこにはJICAの関与というのはどういう感じで想定されているんでしょうか。

小田島課長 こちらに書いてあるとおり、我々としてもアップデートされたRPというものがJICAのガイドラインを満たしているかどうかというのは確認をしていくという様に考えております。それをアプルーバル事項にするかどうかというのは、今後検討を要するものの、やはり何らかの形で関与をして、仮に満たしていないという場合には相手側にきちっと伝えられるような手だては残しておきたいなという様に考えております。

武貞委員 ありがとうございます。

柳主査 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

武貞委員 これはさっき柳先生におっしゃっていただいたんですけれども、私自身、専門が住民移転絡みのところがより専門なので、そこをかなり一生懸命見るのに時間をとられてしまって、余り自然関係系のところ、確かに実際レビュー、自分自身はレビューができていないんですけれども、そのあたりはほかの、特に佐藤先生とかは結構質問していただいていたりして、どうなんでしょうか。私自身もそこは自分が余り手をつけられなかったので、ややあれかなというふうに思っているんですけれども。

佐藤委員 ドキュメント自身が、柳先生がおっしゃったように、橋梁部分のところの地質のこととかがやっぱり指摘されていないので、生態的な影響のところは僕は随分気にはなっているんですけれども、実際橋梁をつくっていく中でいろいろな土壌流出の問題であったり、ともかくつくっていく中で、何と言ったってメコンのデルタですから、普通の川ではないですから、そういう意味で生態系の影響というのが多々予想されると思いますので、そこら辺の生態学的なものというのがどれだけもう少し表に出てくるかというのが非常に関心が高いですね。恐らくそれはかなりやらないと、地面がデルタなので、その中で掘削をして、先ほど先生がおっしゃったように、地層のこととか検討していかないことには、橋梁という意味合いでは随分厳しいかなと思うんですが。

柳主査 多分メコンデルタという地域特性があるので、橋梁以外に方法がないという場所も多いわけですね。だから、それで全部橋梁にせざるを得ないというところなので、デルタ部分の動植物の生息だとかそういうのも、かなり土木的な工事をやっていくので、それを全部回避するための手段というのはなかなか難しいので、何か代償的な行為をやらざるを得ないとか、それから最小化するための手段をとらざるを得ないというようなことで、それについてのミティゲーションプランというのは一応これにはうたってはあるんですけれども、それで取り上げている項目と取り上げない項目にばらつきが結構あるかなと。要するに、そういったメコンデルタの地域特性というものをどれだけ踏まえて、計画はおつくりになっているのだろうと思いますけれども、もうちょっと素人にわかりやすくしていただければなと。専門家がわかればいいというだけなのかなというところも若干あるんですけれども。

佐藤委員 そもそもここがデルタ地帯でありながら、マングローブ林ですね。そうするとやはり生態系的に、私も書きましたけれども、やっぱり稚魚とか、産卵の場所としてもすごい重要な場所ですので、いわゆる絶滅危惧の問題だけではなくて、ちょっとした工事、橋梁をつくる意味での土壌流出から何からというものが生体系そのものに直接ダイレクトに影響をもたらすかなと思って、そこに関しては非常に懸念をしているというのがあります。

武貞委員 同じような規模の橋梁というのは、このあたりでかつてつくられた経験とかあったりするんですか。

小田島課長 この近くではないのですが、もっと西側のカントーという、もっとさらにメコンデルタの先になりますが、カントー橋というのを作りまして、底もかなりの軟弱地盤の中に橋をつくったというのがございます。このあたり一体はもうほとんどそういう軟弱地盤になっていますので、もちろんここではなくても、ハノイ、ホーチミン、ホーチミン市内のところでもかなり軟弱な状態ですので、ほぼ似たような土壌かと思っています。

武貞委員 ということは、カントー橋のときとかにもそういった場所での橋梁建設の自然環境への影響に関する評価なり、それからモニタリングの経験はあるということですね。

小田島課長 はい。

満田委員 質問なんですけど、しつこいようなんですけど、そういたしますと詳細設計時に、例えばいろいろな委員の方々のおっしゃるとおりで、つまり50何キロの全体区間のうち、円借款対象の11キロで、そこら辺はとりわけ地質的な話ですとか、メコンデルタということから、橋梁とか高架になっているというような特殊な検討が必要とされる区間だとすれば、この11キロという範囲はそれだけでもE I Aが必要とされるぐらいの規模の場所だと思いますので、場合によってはA D Bがやった全体に係るE I Aに加えて、その11キロ区間に関する検討というものも必要かもしれないと思われるんですけど、例えば詳細設計のときにそこら辺を重点的に見るための調査をかけるですとか、あるいはその前にかけるですとか、そういうことというのは可能なんですか。

小田島課長 今回A D BはまさにJ I C Aがファイナンスするだろうという区間についても事業を一体として必要な部分として、E I Aだとか、あるいはすべてのいろいろなそういう調査を行って、そこにJ I C Aの部分だからやや手を抜くということは恐らくないと思います。全体必要な部分だけの調査を行ってレポートもまとまってきたという様に理解しております。かつ、詳細設計もA D Bとして全体の区間、J I C Aの部分を含めて必要な詳細設計を行うということになっていますので、あえてJ I C Aの部分だけ特出しにしてさらに調査をして、プラスアルファというものがどのような想定になるのかというのは、ちょっと我々はなかなか……

満田委員 屋上屋を重ねてしまうと。

小田島課長 というような、調査といってもそれなりにコストがかかるわけですから、そのコストに合ったアウトプットが想定されるのかどうかというのはちょっと見えてこないのです

が。

満田委員 了解です。

小田島課長 仮に濃淡をつけてやったということが明白なのであれば、もちろんそれで JICA として 11 キロの区間、これはもっと補完調査をしなければいかんという発想になると思うんですが、そこはそういう発想ではなく全体として、かつ ADB のガイドラインに照らして、きちっと事業全体を一体不可分なものとして見てやっているはずですので。

満田委員 それは私も同意なんですけど、もちろん ADB 区間、JICA 区間でそれぞれ調査をやるのは無意味だと私も思いますが、とはいうものの地質的な関係で、地上部あるいは高架、橋梁というような構造、あるいは地質的な区分けでの調査だったら、それはそれなりに意味があることだと思っているんですね。とはいうものの、ADB がやるのをわざわざ JICA がさらにやることはないというのは、もちろんそのとおりなんですけど、ADB が支援する詳細設計時の調査の TOR に関して、JICA は物を言えるという理解でよろしいでしょうか。

小田島課長 詳細設計時にはもう着手しておりますので、もう業務が始まっておりますので、この時点から何か追加というのはかなり難しい面もあると思います。

満田委員 余り環境社会配慮助言委員会の議論にはふさわしくない質問かもしれないんですが、何でその部分だけ JICA に話が来たんですか。ADB が全部支援するのが一番すっきりするように見えるんですが。

小田島課長 事業全体としても相当規模が大きくなるというところで、ADB も全体、ベトナム向けの借款にポートフォリオという中で限度があるところで、そこで少し JICA に一部融資をしてくれないかという形で話があったものでございます。

満田委員 あともう一つ、先ほどカントー橋の話が出たので念のためなんですけど、御存じのとおりカントー橋については大きな事故があったということはご存じのとおりでして、ですから先ほど来、これも環境社会配慮事業の事項とは外れるかもしれないんですが、構造上の問題に関して、柳先生がご指摘のとおり、やはり事故の経験というものはしっかりと入れ込まなくてはならない。つまり協調融資であるというやり方の難しさに加えて、そういう事故のリスクというものも依然としてあるわけですし、そこら辺についてはよほど ADB と、言うまでもない、釈迦に説法なことですが、管理は難しいのかなという気がしております。

小田島課長 ありがとうございます。まさに今回は軟弱地盤のところに橋梁をかけるということで、安全対策については、特に施行管理コンサルタントあるいはコントラクターについても、十分安全対策をとるように案件を進めているという様に考えております。二度とあのカン

トー橋のような事故が起こらないように、きちっと安全対策をやっていくということが肝要かなという様に思っております。

佐藤委員 カテゴリー分類Aとして、大規模な住民移転というのが想定されるということがメインであったので、私のその視点を強く見てしまったんですけども、よく考えてみると、ここに橋梁をつくるという建設的なリスクと、それをマネージしていかなければいけない重要性とともに、あとはメコンデルタでの自然豊かな、マングローブ林の中でのこういう開発事業に入ってくるので、もう少しこのカテゴリー分類Aの中で重視される側面として、住民移転だけではなくて、やはり生態系に対する重要な配慮というものと、あとやっぱり橋梁といった地面が脆弱な中での建築というものを三つどもえで考えていかないと、随分厳しいのかなと、そういう印象を受けます。特にADBのセクション3というところと、マングローブ林のあるほう、川が流れて自然の中を通るルートと、JICAのところのこの協調というのが、やっぱり自然環境側面では随分調整が必要だったと思いますし、逆に言えばADBセクション1と2とでは、住民移転のところではここら辺が随分協調していくことが重要なのかなと思うので、多分長い区間の中での地域特性に応じて配慮が随分変わるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

小田島課長 今回、こういう形で区間切りをしておりますが、隣接の区間との特性あるいは自然環境、特におっしゃったマングローブですとか、あるいは地質の問題については十分留意をしながら、あるいは全体、ADBの工区での状況ですとかを密に連絡をとりながら、全体プロジェクトとしては管理する必要があるのではないかと思います。

おっしゃるとおり、ADBの区間、あるいはJICAの区間という形で区間割りはされておりますけれども、何らかの形で情報を共有して、ADBのセクション3に起こっているような事象については、なるべくセクション2、コファイナンスのJICAのポーションでも共有して、相互に情報を共有することで防げる問題とか、あるいは課題というのは出てくるというふうに理解しておりますので、そういう形を、プロジェクト全体のコーディネーションというところでは、事業主体のVECを中心にしながらやっていきたいという様に考えます。

柳主査 ほかのADBの区間でも川を越えて長大橋をつくるという計画はあるんですね。

小田島課長 長大橋というのはございません。

柳主査 ないのですか。JICAの円借款部分だけ長大橋を2つ川を越えてつくと。

小田島課長 ADBの区間でももちろん小さな川とかがありますが、カナルを通すとかそういうところがございますが、長大橋というものではございません。

柳主査 長大橋は日本の技術としては今世界に誇るものがあるという自負があるのだと思いますけれども、日本でほとんどなくなっちゃったので、これをアジアでやりたいという事業者の意向もよくわかっていますけれども、長大橋の距離というのが図表では示されていますけれども、これは単位がちょっとよくわからないのですけれども、長大橋1つはどのぐらいの長さなのですか。861というのはメートルなのですか。60ページにかいてあります絵を見ると、861というのがどこかに出ていますよね。1つの長大橋の長さです。メートルですか。もう一つは600幾らですね。足し算すると735ですかね。

小田島課長 橋の大きさですね。1つピンカン橋というところがちょうど1,090メートル。もう1つのフックカン橋というところが742メートル。

佐藤委員 ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、高度の道路交通システムというのはどういうものなんでしょうか。

小田島課長 ITSとありますが、要はETCとかああいう料金徴収のシステムですとか、物によっては交通管制ですね。日本の道路交通管制システムのような高度なものではございませんが、どこで渋滞が発生とか、事故が発生しているとか、高速道路として使いますので、そういうモニタリングができるように、どこで落下物があるですとか、そこに落下物を拾いに行くためにセンターが指令が出て行くとか、あるいは交通情報として途中途中に標識板をつけて、電光掲示板みたいなものですが、どこに落下物があるとかそういうのを運転者に知らせる、そういう高速道路のサービスの一環として、交通安全ですとか高速道路サービスの向上という形で入れている。

佐藤委員 ETCみたいなものではないわけですね。

小田島課長 ETCみたいなものもございます。

佐藤委員 それも考えていらっしゃいますか。

小田島課長 今ちょうど検討しておりますして、スコープはこれから最終的に決めていきますが、ETCあるいは交通管制、ITSというのは幅広い概念でございまして、料金徴収というのは1つのコンポーネントでございまして、全体の高速道路のマネジメント、高速道路サービスというところでコンポーネントして入っているというものでございます。

佐藤委員 日本でも最近スマートインターチェンジというのがありますが、あれに類するやつですね。

小田島課長 そうですね。ただ、ベトナムの場合、まだクレジットカードとかそういうものの普及がまだまだでございまして、それをプリペイド式にするとか、いろいろな形で工夫をし

て高速道路を効率的に、また料金徴収としても取りはぐれがないように、そういう形でやると  
いう発想でございます。

佐藤委員 ありがとうございます。

柳主査 質問のほうは以上でよろしいでしょうか。

それでは、助言事項のほうに移りたいと思いますので、4ページ目の社会環境と住民移転の  
ところで意見が出ていますので、満田委員から言っていただいたほうがいいですか。お願いい  
たします。

満田委員 今回提出が遅くなってしまい、かつ私もこの事業のポイントは住民移転だろうと  
いうことで、住民移転のコメントばかりなんですけど、先ほど申し上げたように、農地不足とい  
うのが1つのポイントではないかと感じられました。特にJICAさん、円借款対象のコミュニ  
ーンの今議事録をぱらぱらと見たところ、やはり同じように農地不足に関して懸念を表明する  
ような住民がいらっしゃるような記録もあります。ということで、農地に関しては近隣農地が  
確保できるか否かという確認及びその実施機関の対応について確認されることが必要ではない  
かというのが1.です。

2.は補償レートに関してなんですけど、補償レートはまだ決まっていないということなんです  
けど、補償レート、再取得価格になるということは、繰り返しRPの中でも書いてはありますが  
が、それが確かにそうなるのかどうか、そしてその間の土地の値上がりなどについては、どう  
いうふうに対処されるかということについては要確認なのかなと考えました。

3番目なんですけど、支払い時期です。これについても土地収用の前の支払いということにな  
るんだと思うんですけど、それについて、本当にそうなのかという確認は必要だと思いました。

そのほかに、先ほど口頭で申し上げましたとおり、やはり節目節目でのレバレッジを効かせ  
た確認、RPの内容の確認と同意など、あるいは代替農地に関する確認ですとか、あるいはコ  
ンサルテーションの実施、住民の同意、獲得などに関しては、現実可能なスケジュールを確認  
されると同時に、JICAさんとして大きいポイントで確認できるような体制にされていかれ  
るべきなのかなと思っておりまして、ですから住民移転のスケジュールというのはすごく重要  
になってくるのかなと思いました。

とりあえず以上です。ただ、今日の議論も踏まえまして、追加させていただくこともあろう  
かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

柳主査 助言事項については、一応質問事項で出された回答も踏まえながら、各委員がそれ  
ぞれちょっとメール審議で助言事項を取り上げていただいて、それでそれを整理しながら提出

するということにしたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

いつまでに取りまとめを。

河野課長 大体10日ぐらいをめぐりと思っておりますので、2月26日は如何でしょうか。

柳主査 2月26日は何曜日ですか。

河野課長 土曜日です。

柳主査 土曜日だとまずいですね。

河野課長 25日ぐらいまでに。

武貞委員 次の全体会合が3月4日。ですから、そこで確定するというスケジュールですよ  
ね。

柳主査 もうちょっと後でもいいのじゃないですか。

河野課長 では、どうでしょうか。28日とか。

柳主査 そのほうがいいと思うのですけれども、では28日の月曜日には取りまとめて提出するということにしたいと思えますので、それまでの間に助言事項を送っていただいてということで、今日からでもいいので、でき上がり次第それぞれ送っていただければ、それを取りまとめて、また皆さんにお返ししながら、一応調整してみたいというふうに思います。そういう形でよろしいでしょうか。

では、そういうことで28日までには、添付ファイルでやりますので、どういうふうになっているかというのは見ることはできるかもしれません。そういうことでよろしく願いいたします。

武貞委員 今の段階でJICAさんのほうに追加で確認をしていただく事項というのを確認しておいたほうがいいと思うんですけれども、どういう項目が今入っているかなんですが。例えば、さっきの3年間のモニタリング期間とかいうやつとかもあったし、それ以外にも幾つか追加で確認をしていただくことがあって、それは多分その答えをいただいてから助言の具体的な内容を決めると。

柳主査 いつぐらいまでに回答はいただけるのですか。口頭で質問したところの留保事項と、それから文書でもまだ確認中で後日回答しますというのは、いつぐらいまでにいただけるのでしょうか。

小田島課長 確認できたものから順次報告して、遅くとも2週間ぐらいをめぐりに調査をしてみたいと思えますので、できたものから順次事務局を通じてメールはさせていただきます。

柳主査 では、我々としてはそれもらみながら、またレポートに戻って助言事項を検討し

ていただくということよろしいでしょうか。では、そういうことで進めさせていただきます。  
よろしく願いいたします。

一応、ワーキングの議題内容は以上ですけれども、あとは事務局にお返しします。

河野課長 特にございません。

柳主査 どうもありがとうございました。

午後 4 時 3 6 分 閉会